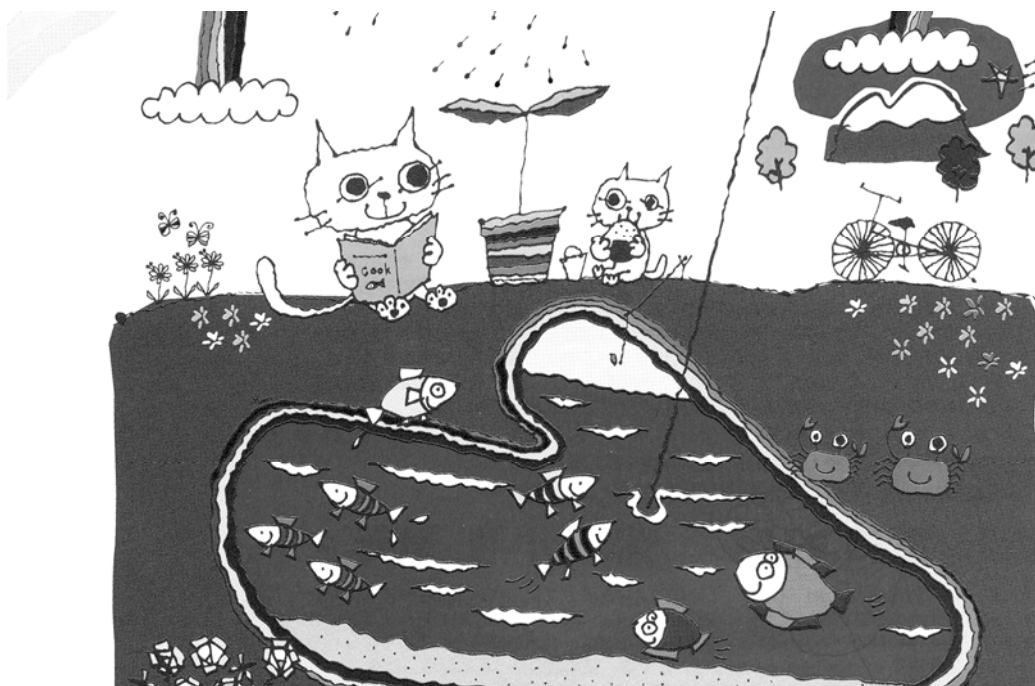


特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミー 平成 21 年度通常総会 資料

日時:2009年5月31日(日)15:00～

場所:霞ヶ浦ふれあいランド 水の科学館 多目的ホール



次 第

1. 開会
2. 定数確認(正会員数及び出席者・書面表決者・表決委任者数)
3. 議長選任
4. 審議事項
 - 1) 平成 19・20 年度事業報告
 - 2) 平成 19・20 年度会計報告
 - 3) 会計監査報告
質疑および承認
 - 4) 平成 21 年度事業計画案収支予算案提の案
 - 5) 収支予算案の提案
質疑および承認
5. その他
6. 閉会

霞ヶ浦アカデミー設立の経緯と現況

(1)任意団体としての活動

霞ヶ浦アカデミーは、1999年に「霞ヶ浦」、「水」をキーワードとして広く環境保全に関心を持つ人材の育成と確保を主な目的として、以前から霞ヶ浦と様々な形で関わってきた市民有志が主体となって結成されました。

結成以来、行方市の霞ヶ浦ふれあいランド・水の科学館のご理解とご協力の下に同館を主な活動拠点として、石岡および玉造ロータリークラブほかの協賛を得て1999(平成11)年から2004(平成16)年まで5年間にわたり毎年2月に「霞ヶ浦水産フェスタ」を開催して、霞ヶ浦の歴史・文化・漁業等を背景にして多くの人々に環境への関心を喚起してきました。

2000(平成12)年からは青少年を中心とした「生き物アカデミー」を、2004年からは成人、指導者向けの「霞ヶ浦環境教育指導者養成講座」の開講と、同館内における「霞ヶ浦に棲息する魚類の水槽展示」などの情報発信を行ってきました。

活動を続ける中で、これらの事業を充実させ、霞ヶ浦や環境に関する調査研究、情報の収集発信、さらに地域活性化の事業を展開するためにはNPO法人(特定非営利活動法人)化が必要だということになり、2007年より霞ヶ浦アカデミー運営委員会でNPO法人化の検討を始めました。設立趣意書、定款など必要な書類を整え2007年(平成19年)10月14日に設立総会を開催し、2008年(平成20年)1月15日に申請し、3月19日付で認証され、法人登記は4月2日付けで承認されました。

(2)NPO法人化後の活動

NPO法人としての活動の初年度(平成19・20年度)は、設立の2007年(平成19年)10月14日から2009年(平成21年)3月31日としましたが、事業計画、定款を確認し、会の内外にNPO法人としての活動を広く知ってもらうために2008年6月29日に平成20年度総会を開催しました。発足時の会員は13名でしたが、平成20年度総会のあと29名となりました。

初年度(平成19・20年度)の活動については次の平成19・20年度事業報告をご覧ください。

(4)役員体制

発足時の役員の任期は2010年(平成22年)3月31日までです。

理事長	荒井 一美
副理事長	木村 陽一、野口 淳夫、原田 泰
事務局長	浜田 篤信
理事	尾崎 遼平、菊地 章雄、瀬川 正明
監事	岩波 嶺雄、宮内 徳二

(5)会費

入会費	正会員 1,000円
年会費	正会員 3,000円、賛助会員 10,000円(1口以上)

平成19・20年度事業報告(平成19年10月～平成21年3月31日)

平成19年10月14日設立以降、事業計画の具体化や活動実施体制を整え、平成20年4月2日の法人化にともない環境教育、講座や調査研究活動を実施した。

1 環境教育

(1) 生き物アカデミー

2007年

10月14日	チョウセンブナは、どうなった	17名	浜田篤信(霞ヶ浦アカデミー)
11月18日	今、どんな魚がとれているか	19	斉藤邦男(玉造漁業協同組合)
12月16日	自然と音楽の中の暮らし、お話・演奏	21	飯田明(石岡在住ギタリスト)

2008年

1月20日	霞ヶ浦湖岸の野鳥を観察する	13	菊地章雄(霞ヶ浦アカデミー)
3月9日	外来魚はへったか、ふえたか	11	浜田篤信(霞ヶ浦アカデミー)
3月30日	外来魚はへったか、ふえたか(2)	12	菊地章雄(霞ヶ浦アカデミー)
4月20日	調査結果をまとめる	8	浜田篤信(霞ヶ浦アカデミー)
5月25日	田植えをする	12	吉野公喜(元筑波大学)
6月22日	魚を捕って、調べて、食べる(公開イベント)	49	浜田篤信(霞ヶ浦アカデミー)
7月20日	首までつかって魚をとる	13	菊地章雄(霞ヶ浦アカデミー)
8月12日	水源で生きる、恋瀬川水源の清掃と探検	12	瀬川 正明(霞ヶ浦アカデミー)
9月14日	稲刈りをする(石岡市小幡の棚田)	10	吉野公喜(元筑波大学)
10月19日	霞ヶ浦で漁業を体験する	11	宮本嘉博(玉造漁業協同組合)
11月16日	生き方を探る(小美玉ふれあいの里)	18	広瀬 誠(茨城昆虫の会)
12月21日	ゲームをとおして自然を守る術を学ぶ	11	菊地章雄・田中健太(霞ヶ浦AC)

2009年

1月18日	冬の海を見る	6	菊地章雄(霞ヶ浦アカデミー)
2月15日	高浜入りの冬鳥を観察する	11	菊地章雄(霞ヶ浦アカデミー)
3月15日	霞ヶ浦で、なぜ、魚がいなくなったのか	6	浜田篤信(霞ヶ浦アカデミー)

(2) 夏休み自然体験教室開催

2008年7月26日、8月2, 9, 16, 23, 30日に水の交流館たまつくりおよび霞ヶ浦湖岸で実施した。

参加者数 43

(3) 霞ヶ浦定期連続講座

2008年

11月16日	目で見る霞ヶ浦の歴史	大久保裕司(東関東マリーナ)
12月21日	霞ヶ浦水資源開発史(1)	木村陽一(霞ヶ浦アカデミー)

2009年

1月18日	霞ヶ浦水資源開発史(2)	木村陽一(霞ヶ浦アカデミー)
-------	--------------	----------------

2月15日 江戸期に霞ヶ浦に移住した人々 野原小右二(玉造ロータリクラブ)
3月15日 飢えと米 野口淳夫(霞ヶ浦アカデミー)

(3) 環境教育実践事業

2008年

12月17日 茨城県主催「いばらき水環境ネットワーク」設立準備会出席

12月21日 茨城県への意見書提出

2009年

1月 17日 第1回いばらき水環境ネットワーク市民検討会開催(小美玉市羽鳥ふれあいセンター)

1月 26日 茨城県水環境室との協議(茨城県水環境室)

2月 5日 茨城県霞ヶ浦環境科学センター主催フォーラムパネリスト参加(土浦市民会館)

2月 21日 第2回いばらき水環境ネットワーク市民検討会開催(水の科学館)

2 調査研究

(1) 自然の調査研究

① 石岡市半田地区の建設残土投棄の環境影響評価調査

半田地区からの依頼があり2007年11月24日、2008年1月4日および1月11日の3回にわたって調査を実施した。廃棄物投棄現場からの浸透水の濃縮毒性値が高く、建設残土中に環境汚染を引き起こす物質が含まれていることが確認された。原因となる物質は有機物であることが確認された。

調査結果説明会開催

2008年2月23日調査結果の説明会を羽鳥ふれあいセンターで開催した。

② 霞ヶ浦北浦7地点および流入12河川のAOD観測(ヌカエビ・アカヒシの致死濃度)

調査年月日:2008年2月22,23日および2008年8月29日

湖沼調査地点:土浦入り、高浜入り、湖心部、浮島地先、北浦大橋、鹿行大橋、二重作地先

河川調査地点:恋瀬川、山王川、園部川、巴川、川尻川、新川、桜川、備前川、

霞ヶ浦北浦では非灌漑期に浮島地先で0.07(相対値)の毒性値が観測されたが、それ以外は検出限界以下であった。流入河川では、各河川とも0.06~0.2の濃縮毒性値が観測された。

2008年8月29日には、山王川4地点で実施した。

③ 霞ヶ浦魚類調査

霞ヶ浦玉造高須地先で張網の魚獲物の種組成を2007年には5回、2008年度8回実施した。

また、2009年3月6日霞ヶ浦および北浦の漁業者からの聞き取りおよび協議を行った。

(2) 社会の調査研究

霞ヶ浦開発事業で村落共同体は、どのように変わったか

2008年3月24日現地調査。神社仏閣等への無関心が進み、「入会」が急速に消失しつつある。この状態を整理、評価し今後の活動にいかす必要がある。

3 理事会・総会

2007年

設立総会 10月14日14:00～16:00

開催場所:水の交流館たまつくり 出席者数11名、表決委任1名 設立、定款、寄付・財産、事業計画および予算について、役員および報酬

第1回理事会 10月14日16:00～17:00 理事会の進め方について

第2回理事会 11月18日14:00～16:10 各グループの運営について、財源について

第3回理事会 12月16日13:00～16:30 助成金応募について、会員募集について

2008年

第4回理事会 1月20日13:00～15:30 事業計画について、

第5回理事会 3月9日13:00～15:40 事業計画について、水質調査結果について

第6回理事会 3月30日13:00～16:00 法人の認証について、総会について

第1回理事会 4月19日13:00～15:30 事業計画について

第2回理事会 5月4日 9:00～12:00 総会について

第3回理事会 5月18日13:00～16:30 総会イベント、総会、会報発行

第4回理事会 6月15日18:00～22:00 総会日程・内容について、活動・研究発表について

平成20年度総会 6月29日 16:00～16:40

開催場所:霞ヶ浦ふれあいランド水の科学館 多目的ホール 出席者数20名、平成19年度事業報告、決算報告、監査報告の承認、事業計画、予算

第5回理事会 7月20日13:00～16:00 環境教育講座につて、会報について

第6回理事会 8月12日17:00～19:00 会報について

第7回理事会 10月4日9:00～12:00 会報について、助成金申請について、講座について

第8回理事会 10月19日13:00～16:30 環境教育講座について、事務所開設について

第9回理事会 11月16日15:30～17:30 環境教育講座について、JT助成金について

第10回理事会 12月21日15:30～17:30 いばらき水環境ネットについて、ホームページについて

2009年

第11回理事会 1月17日9:00～12:00 いばらき水環境ネットについて、

第12回理事会 2月15日15:30～17:00 水環境ネット検討会、21年度定期連続講座について

第13回理事会 3月15日15:00～17:00 総会について、水環境ネット検討会について

平成19・20年度決算書(平成19年10月～平成21年3月31日)

収入の部

費 目	予 算 額	決 算 額	増 減
入会金・会費	1,200,000	111,000	△1,089,000
助成金	0	100,000	100,000
寄 付 金	0	96,000	96,000
事業収入	650,000	11,700	△638,300
雑 収	0	164	11,742
合 計	1,850,000	318,864	△1,531,036

支出の部

費 目	予 算 額	決 算 額	増 減
会議費	事業費 1,150,000	49,718	△913,342
謝 金		59,000	
消耗品費		68,070	
印刷費		59,870	
旅 費	管理費 700,000	4,830	△638,590
手数料		5,120	
通信費		41,460	
慶弔費		10,000	
合 計	1,850,000	298,068	△1,551,932

繰越金

普通預金	13,591
郵便振替口座	12,000
現金	0
合計	25,591

以上、報告します。

平成21年 5 月 日

非営利活動法人霞ヶ浦アカデミー 理事長 荒井 一美

平成19・20年度監査報告

平成19年度における会計書類、帳簿、証拠書類および現金、預金を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成21年5月 日

監事 岩波 嶺雄

監事 宮内 徳二

平成21年度事業計画(案)

基本方針

会員相互の理解を深めることを目的に情報発信、イベントや講座の開催を行います。また、他団体と連携し環境問題の解決に努力します。これまでの活動を非営利活動事業として発展させる基礎固めの年度とするよう勤めます。

霞ヶ浦北浦周辺で発生している社会問題、自然的問題を取り上げ調査、情報を収集解析し、解決策を検討、実施します。収集した情報を会報やホームページ等で公開します。また、問題解決型環境教育理論を基本に、地域社会の運営を担う人材を育成するために環境教育講座等を開催します。

特定非営利活動に係る事業

- | | |
|--------------------|---|
| 1 生き物アカデミー講座の開催の開催 | 年12回実施 |
| 2 環境教育 | 年2回開催 |
| 3 霞ヶ浦定期連続講演会 | 年12回開催 |
| 4 夏休み自然体験教室開催 | 夏休み期間中10回程度 |
| 5 調査研究事業 | (1) 霞ヶ浦史(現代史)調査研究
(2) 湖岸の自然再生プロジェクト研究
(3) 湖沼・河川の化学物質生物影響調査
(4) 霞ヶ浦魚類調査 |
| 6 水産フェスタの実施 | |
| 7 広報事業 | 会報の発行・ホームページによる情報公開 |

その他の事業

- | | |
|---------|-----------------|
| 調査研究の受託 | 水質や生物調査、AOD 調査等 |
|---------|-----------------|

平成21年度予算(案)

特定利活動に係る事業予算案

収入の部

費 目	前年度決算額	予 算 額	増 減
前年度繰越金	0	19,866	19,866
入会金・会費	108,000	500,000	392,000
事業収入	11,700	100,000	88,300
寄 付 金	96,000	500,000	404,000
助成金	100,000	300,000	200,000
その他事業からの繰入	0	200,000	200,000
雑 収	42	1,000	958
合 計	315,742	1,620,866	

支出の部

費 目	前年度決算額	予 算 額	増 減
事業費	296,788	1,200,000	903,222
管理費	0	200,000	200,000
予備費	0	100,000	100,000
次年度繰越金	△25,944	120,866	146,810
合 計	270,844	1,620,866	1,350,022

その他の事業に係る事業予算案

収入の部

費 目	前年度決算額	予 算 額	増 減
事業収入	0	1,000,000	1,000,000
合 計	0	1,000,000	1,000,000

支出の部

費 目	前年度決算額	予 算 額	増 減
事業費	0	800,000	800,000
非営利活動事業繰入	0	0	200,000
次年度繰越金	0	0	0
合 計		800,000	200,000

特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県行方市浜370番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、霞ヶ浦を中心とした水環境の調査研究を基に、人材育成に関する事業を行い、地域の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 環境教育による各種人材育成講座の開設及び管理運営事業
- (2) 霞ヶ浦を中心とした湖沼等水圏に関する調査研究および情報発信事業
- (3) 霞ヶ浦等の水圏に関するシンポジウム、講演会、協議会等の開催事業
- (4) 環境や生物に関係する博物館等の施設の管理運営の請負事業
- (5) 霞ヶ浦等の水環境保全を推進する事業
- (6) 漁業等地域の基幹産業を通じたまちづくりの支援事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 水質検査や調査研究等の請負事業
- (2) 書籍、図書の発行および販売事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上15人以内

(2) 監事1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第2項、第 30 条第1項第2号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、原則として、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1)主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)

(2)資産に関する事項

(3)公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 荒井 一美

副理事長 木村 陽一

副理事長 野口 淳夫

副理事長	原田 泰
理事	尾崎 遼平
同	菊地 章雄
同	瀬川 正明
同	浜田 篤信
監事	岩波 嶺雄
同	宮内 徳二

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 正会員 1,000円
- (2) 年会費 正会員 3,000円
- 賛助会員 10,000円(1口以上)

平成19・20年度監査報告

平成19度における会計書類、帳簿、証拠書類および現金、預金を監査した結果、適正に処理され

ていることを認めます。平成21年6月 監事 岩波 嶺 監事 宮内 徳二

平成19・20年度監査報告

平成19度における会計書類、帳簿、証拠書類および現金、預金を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成21年5月 日

監事 岩波 嶺雄
監事 宮内 徳二